

令和5年度みえの祭り誘客促進業務委託仕様書

1 業務の名称

令和5年度みえの祭り誘客促進業務

2 業務の目的

三重県には各地域の歴史や文化を継承する伝統的で特長的な「祭り」が多数ある。それらの「祭り」を観光資源として活用し、例えば夜間に開催される「祭り」をコンテンツとすることで、宿泊日数の増加等滞在期間の長期化を図ることを期待できる。

そこで、本業務においては、県内の「祭り」を掘り起こし、それらを観光資源として活用した旅行商品の造成・販売や情報発信等をモデル的に行い、旅行者に三重の「祭り」の価値や魅力を知っていただくとともに、県内への誘客と滞在期間の長期化を図っていくことを目的とする。

また、観光資源としての活用や磨き上げ等に向け、課題の整理と成果等の検証を行う。

3 業務の実施期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

4 業務の内容

三重県内における「祭り」の調査等を実施し、旅行商品に適する「祭り」を選定し、その魅力を活用した旅行商品の造成・販売等を行う。また、造成した旅行商品の魅力に加え、三重の「祭り」に関する情報を発信し販売を促進することに加えて、「祭り」の観光資源としての活用や磨き上げ等に向け、課題の整理と成果等の検証を実施する。

(1) 「祭り」に関する調査

県内各地域において受け継がれてきた様々な「祭り」(市民祭り、ご当地ならではの祭り、季節に由来する祭り等を含む)を対象に、「祭り」を支える人々、伝統技術等も含めた調査を実施する。

調査対象については、県内5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)全てとし、年間を通して地域の祭りを掘り起こし、旅行商品への活用可能性を調査・検討すること。

活用可能性のあるものについて、30件以上抽出することとし、調査結果として、各祭りの文化財保護法等の登録の有無、活用する際の課題・ポイント、調整する際の窓口などの項目を取りまとめたうえで、リスト化することとする。

(2) 旅行商品の造成・販売

調査等の結果に基づき、後記「造成する旅行商品の条件」に合致した旅行商品を造成・販売及び催行すること。

(3) 発信・販売促進等

①WEBページ(サイト)による発信

造成した旅行商品の紹介に加え、観光の目線で整理した県内の祭りに関する情報(一覧、アクセス、各種サイトへの誘導など)からなるWEBページ(サイト)を制作し、情報発信を行う。

サイト内容の詳細については、契約締結後、三重県(以下「委託者」という。)と協議して決めること。

②パンフレット・チラシの制作等

造成した旅行商品について、パンフレット又はチラシ等を制作し1,000部以上印刷すること。

③販売促進等

パンフレット又はチラシ等の活用により、県外及び県内の旅行会社店頭でのPRの実施に加え、制作したWEBページでの情報発信や祭りに興味を持つと考えられる層への効果的なPRの実施等を行い、販売促進を図ること。

(4) 課題整理と成果検証

「祭り」の観光資源としての活用や磨き上げ等に向け、実施した調査内容、造成・販売における経緯等を分析するとともに、以下の調査を行い、課題の整理と成果等の検証を実施する。詳細については、契約締結後、委託者と協議して決めること。

- ・旅行参加者へのアンケート調査(満足な点、不満、改善提案など)
- ・関係者(旅行会社、祭りに関連する団体等)への聞き取り調査

(5) その他

①送客実績の報告は、月末締め毎月次報告書を翌月末までに書面で委託者に提出すること。ただし、速報値は翌月10日までに提出するものとする。

②委託者からデータ等の提供を求められた場合は、その指示に従い、速やかに対応すること。

③その他、事業の推進に必要な業務について、適宜実施すること。

【造成する旅行商品の条件】

三重の「祭り」を観光資源として活用し、交通事業者(鉄道、船舶、バス、タクシー及びレンタカー等)との連携や三重の魅力の活用等により、以下の条件に合致した県内を目的地及び宿泊地とする旅行商品(宿泊旅行又は日帰り旅行)の造成・販売を行うこと。

ア 旅行商品の造成件数については5件以上とし、1つの「祭り」に対する造成件数の上限については2件を目安とすること。

イ 造成・販売を経て契約期間内に催行に至る旅行商品は3件以上とするこ

と。

ウ 催行時期に関わらず、販売は契約期間内に開始すること。

エ 旅行商品の行程内において、目的地及び宿泊地に三重県以外の都道府県を含めないこと（出発地、帰着地を除く）。

オ 期間限定などお得感や特別感のある旅行商品とするとともに、「祭り」の観光資源としての活用や磨き上げ等に向け、今後のモデル的なものとする。

※「祭り」に関して可能な限り通常では観ることや体験できないことを取り扱うこと。

カ 三重県が実施する「全国旅行支援」との併用は可とすること。ただし、教育旅行支援事業（「県内教育旅行促進支援事業」）など、三重県が実施する他の事業等との併用は、原則として不可とすること。

キ 造成した旅行商品の販売時期については、委託者と協議のうえ、決定すること。

5 旅行商品造成・販売及び催行数等について

(1) 造成・販売を経て催行に至ったものにかかる費用については、以下に基づき受託者に支払いを行う。

なお、当該費用については、広告、宣伝、旅行代金の割引など販売を促進する費用に充当できるものとする。

①宿泊旅行の場合

旅行者1人泊当たり6,000円（税抜き、一般管理費を含む。）の支払いとする。（上限、240人泊分）

②日帰り旅行の場合

旅行者1人当たり2,000円（税抜き、一般管理費を含む。）の支払いとする。（上限300人分）

※造成・販売する旅行商品が旅行者にとって実質負担額0円以下とならないこと。

(2) 催行時期が契約期間後となる旅行商品の造成についても、当該業務の対象とするが、(1)の費用の支払いは行わない。

6 留意事項

(1) 業務の実施にあたり、契約締結後速やかに、事業の進め方について委託者と協議を行うこと。また、協議後に行程表を作成し、委託者へ提出すること。

(2) 事業の設計にあたっては、「祭り」の観光資源としての活用や磨き上げ等に向け、事業の成果を検証できる仕組みとすること。

(3) 「祭り」の調査については、旅行商品への活用に向けての課題・ポイント等に加え、期間限定による参加・体験機会の有無などを整理し、魅力的な旅行商

品の造成に資するものとなるよう、調査内容を具体的に示すこと。

- (4) 観光関連団体、「祭り」の主催者など地域の関係者との連携を図ること。
- (5) 地域と密着した県内の旅行事業者と連携を図り、造成・販売を実施すること
- (6) 事業の実施に際し、実施主体である、委託者と協議する余地があること。
- (7) 実行可能な提案とすること。

7 納品物等

(1) 納品物

- ①委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部
- ②造成した旅行商品の内容や催行状況及び送客実績が確認できるもの 1部
- ③作成したパンフレットデータ(PDF)一式

(2) 納入場所

三重県観光部観光誘客推進課内

(3) 納入期限

令和6年3月25日(月)

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③委託者に報告すること。
- ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者協議を行うこと。

(2) 落札資格停止等の措置

契約締結権者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度

の終了後5年間保存すること。

- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 成果物の著作権は委託者に帰属するものとする。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとする。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 委託者は、必要に応じ、受託者を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (9) 業務の遂行において、本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は委託者と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに両者協議の上、対処するものとする。
- (10) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとする。